

平成30年8月7日(火)  
国土交通省 関東地方整備局  
東京国道事務所

## 記者発表資料

### 国道357号 京浜大橋(海側) 特殊車両通行規制のお知らせ

国道357号 京浜大橋(海側)につきまして、橋梁の補修工事を行っています。工事に伴う交通規制により、特殊車両の通行幅が制限されますので、お知らせ致します。

皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、迂回等のご協力をお願い致します。

#### 規制期間

平成30年8月下旬～平成30年12月中旬  
※上記期間のうち特殊車両の通行が制限されるのは、  
18日間を予定しています。《土日祝を除く(予定)》

#### 規制時間

21時～翌朝6時

#### 規制場所

東京都大田区東海3丁目地先  
国道357号 京浜大橋(海側) 羽田方面行き

#### 規制内容

片側1車線規制  
車両の幅2.75メートルを超える車両は通行ができません。

#### 迂回路

詳細は別紙のとおり

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

### 問い合わせ先

#### 【工事に関するお問い合わせ】

国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 電話03-3512-9090(代表)  
副所長 あ く つ やすのり 阿久津 保則 管理第二課長 かわべ ともひさ 川邊 知久

#### 【特殊車両申請に関するお問い合わせ】

国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所  
交通対策課長 ごみ やすまさ 五味 康真

